

広島県避難所開設・運営訓練手引き
「運営に必要な各種活動の理解」教材

生活環境整備 活動

**避難所で行う「生活環境整備活動」
何をしたらよいでしょうか？**

- 参加者の皆さんに、避難所での「生活環境整備活動」と聞いて、何をするのか、問いかけましょう。
- 2～3人ほど、意見を聞いてみましょう。

※ご存じない人が多いので、知らなくても恥ずかしくないことを伝え、フォローしましょう。

施設の点検



施設の点検の様子（熊野東防災交流センター）

■具体的な取組み

- 生活環境全般の整備
- トイレの確保と管理
- その他必要な場所の確保と管理
- ペットの受入れ環境整備
※ペットを受入れる避難所のみ
- 居住空間・共有空間の安全確保

■対応のポイント

- 生活環境を維持するため、**ライフライン等の設備の管理（定期的な点検等）**
- 生活環境を衛生的に保つための**トイレやゴミ置き場等の確保と管理**
- ペット飼育者とともに、**飼育環境の整備や管理**
- またペット飼育者に対して**ペットの飼育ルールの呼びかけ**
- 火気の取扱いや防犯の**ルールの周知・徹底**
- 夜間の定期的に見回りを行うなど、**防火対策、防犯対策を実施**

【説明内容】

- 避難者の**生活環境を維持していくために、ライフライン等の設備の管理**をしていくことが必要です。
- そこで、ライフラインについては、定期的に点検を行い、必要に応じて、代替手段を活用することが重要です。
- また避難所の衛生管理も重要です。避難者の居住スペースの清掃のほか、トイレ、洗濯場所、ゴミ置き場などの共有空間の確保・管理が重要になります。
- 衛生環境の管理については、避難者と協力しながら実施するようにしましょう。
- トイレが使えない場合には、市町職員に相談して仮設トイレ等を確保・設置し、使用のルールや清掃当番などを決め、周知していくことも重要です。
- また、**ペットと同行して避難してくる人のために、ペットの受入れ環境を整備**することが必要です。
- そこで、避難所にあるもので、ペット飼育者とともに、飼育環境の整備や管理、また動物が苦手な避難者もいるので、ペット飼育者に飼育ルールの呼びかけを行うことが重要になります。
- さらに、避難所内の安全確保のために、**避難者への防火・防犯の呼びかけ、定期的な巡回**などを行うことが必要になります。

- そこで、火気の手扱いや防犯のルールについての周知・徹底を行うとともに、夜間は戸締りをしたり、警察や消防団とも連携して、定期的な見回りを行うことが重要です。

生活環境全般の整備 について

- まず「生活環境全般の整備」についての説明

③生活環境管理班がすること

生活環境管理班は避難所運営において、「生活環境全般の整備」「トイレの確保と管理」「生活環境全般の衛生管理」「ペットの受け入れ環境整備」「共有空間・居住空間の安全管理（防火・防犯）」を行うことが主要な役割となります。
そのために、具体的には下記6つの業務を実施します。

1. 体制の構築

2. 生活環境全般の整備

3. トイレの確保と管理

4. ペットの受け入れ環境の整備と管理

5. 居住空間・共有空間の安全確保

6. その他、必要な場所の確保と管理

定期的な班会議を行うなどして、生活環境管理班内での情報共有をしっかりと行いましょう！

5-1

広島県『避難所開設・運営マニュアル』
(標準版) p53

2. 生活環境全般の整備

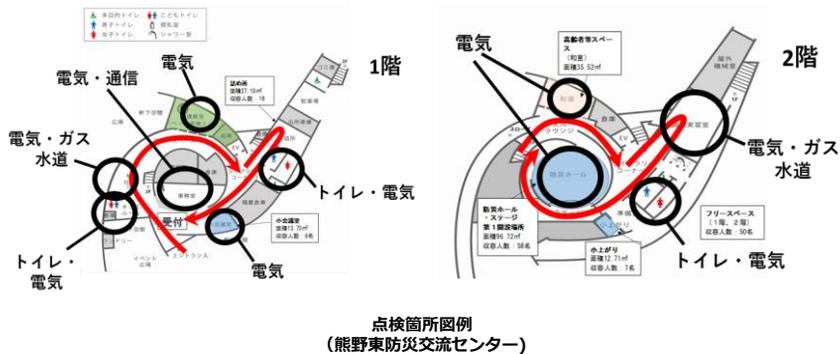
【説明内容】

- ここでは、広島県『避難所開設・運営マニュアル』（標準版）のp53の内容、

1. 生活環境全般の整備

- について、説明します。

■ 設備の点検ルートと点検箇所を示した図例



【説明内容】

- 生活環境を良好に保つために、避難所で電気、ガス、水道、通信が使えるかどうか、定期的な点検を行うことが必要です。
- そこで、避難所レイアウト図を活用して、あらかじめ、どこで何を点検するか、決めておきます。
- いざ、災害が起きたときには、この点検箇所図に従い、円滑に点検ができるようにします。
- もし、ライフラインが停止し、利用できない場合は、何がどこまで利用できないかを整理し、避難所の代替手段を活用するか、あるいは市町職員に、復旧に向けた相談をします。

■代替手段の例



左：非常用発電機 右：災害用トイレ
(熊野東防災交流センター)



左：防災行政無線 右：ストーブ (空調器具)
(落合小学校)

【説明内容】

- もし、ライフラインが利用できなくなった場合の手段のひとつとして、代替手段を確保し、使えるようにすることがあります。
- 平時から、避難所にどんな代替手段があるのかを確認しておくようにしましょう。
- もし代替手段があるのであれば、その使い方や使用上の注意点、保管場所などについても、あらかじめ確認しておいて、災害時にもすぐに使えるようにしておくようにしましょう。
- 写真は、代替手段の例です。
- 災害時にライフラインが停止した場合は、こうした代替手段を活用して、対応していきます。
- 避難所に代替手段がなければ、市町職員に代替手段の確保や今後の復旧について、相談します。

トイレの対策の体制整備 について

- 「トイレの対策の体制整備」についての説明をします。

③生活環境管理班がすること

生活環境管理班は避難所運営において、「生活環境全般の整備」「トイレの確保と管理」「生活環境全般の衛生管理」「ペットの受け入れ環境整備」「共有空間・居住空間の安全管理（防火・防犯）」を行うことが主要な役割となります。
そのために、具体的には下記6つの業務を実施します。

- 1.体制の構築
- 2.生活環境全般の整備
- 3.トイレの確保と管理
- 4.ペットの受け入れ環境の整備と管理
- 5.居住空間・共有空間の安全確保
- 6.その他、必要な場所の確保と管理

定期的な班会議を行うなどして、生活環境管理班内での情報共有をしっかりと行いましょう！

広島県『避難所開設・運営マニュアル』
(標準版) p54～56

3. トイレの確保と管理

【説明内容】

- ここでは、広島県『避難所開設・運営マニュアル』（標準版）のp54～56の内容、

2. トイレの確保と管理

- について、説明します。

トイレの確保と管理

10

災害用トイレの種類	概要	メリット	衛生用品
 携帯トイレ	<ul style="list-style-type: none"> 既存の洋式便器につけて使用する便袋タイプ 吸水シートや凝固剤で水分を安定化させる 使用するたびに便袋を処分する必要がある 	<ul style="list-style-type: none"> 電気、水が必要ない 比較的安価で、少ないスペースで活用できる 既存の個室と洋式トイレがあれば使用できる 	<ul style="list-style-type: none"> 手指消毒用のアルコール消毒液等 ウェットティッシュ ペーパータオル（手洗い用）
 簡易トイレ	<ul style="list-style-type: none"> 段ボール等の組立て式便器に便袋をつけて凝固剤等で水分を安定化させる 使用するたびに便袋を処分する必要がある 持ち運びが簡単であるため、被災者が家族・仲間と共有できる トイレがない・洋式便器がない場合でも使用できる 	<ul style="list-style-type: none"> 電気・水が必要ない 比較的安価、かつ少ないスペースで保管・活用できる 既設の個室があれば使用できる 既存の個室以外で使用する場合は、テントやパーテーション等で仕切れば使用できる 	<ul style="list-style-type: none"> 水（清掃用、消毒液希釈用） バケツ ビニール袋 ホウキ・ちりとり 雑巾 ブラシ トイレ用洗剤
災害用トイレの種類と概要例 出典：内閣府「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」			トイレ関連備品 <ul style="list-style-type: none"> トイレットペーパー 生理用品 ペーパー分別ボックス / サニタリーボックス 消臭剤 消毒マット 汚物用ビニール袋、汚物用脱臭剤 <p>トイレの備品例 出典：内閣府「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」</p>  <p>携帯トイレの設置例（訓練） （中通地域交流センター）</p>

【説明内容】

- 断水等でトイレが使えない場合、災害用トイレを設置し、トイレを確保するとともに、使用するための環境やルールの整備を行います。
※避難所レイアウト図で、トイレの位置と、必要に応じて、災害用トイレの設置場所を説明します（決まっている場合）。
 - トイレの管理は、避難所運営において、とても重要です。
 - トイレが汚いと、トイレを我慢したり、食事や水を十分に取らないようにして、トイレに行かないようにしたり等、避難者の体調の悪化の原因になるからです。
 - 地震や洪水・土砂災害等が発生した場合、停電や断水等で、トイレが使えなくなる場合があります。
 - ですので、まずは、トイレの状況を確認します。もし使えないトイレがあった場合は、「使用禁止」の貼り紙等をして、避難者に伝えます。
 - また、トイレの数を十分に確保できるよう、簡易トイレなどの災害用トイレを設置します。
- ※トイレの数について、内閣府のガイドラインでは、災害発生当初は50人にひとつ、また、女性用と男性用の割合は3：1であることを目安としています。

※参考資料：内閣府「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」
(H28.4)

- 災害用トイレには、さまざまな種類がありますので、避難所ごとに、どんな災害用トイレが準備されているのか、確認し、事前に設置の仕方を確認しておきましょう。
- 災害用トイレが不足する場合は、市町職員と相談をして、確保します。
- また、トイレトーパーやペーパータオル、汚物入れ等、施設内のトイレの状況や、災害用トイレの種類等に応じて、必要な備品を確保し、設置します。

- さらに、トイレの状況や種類に応じて、使用ルールを定めます。
- たとえば、携帯トイレや簡易トイレは、断水時でも使用できますが、使用するたびに汚物を処分する必要がありますので、汚物の処分の仕方も含めて、周知する必要があります。
- また、避難所内での感染症のまん延を防ぐために、トイレではスリッパに履き替える、使用後は手洗いをするなど、衛生管理の徹底が重要になります。
- それから、トイレを清潔に保つために、避難者にも協力してもらいながら、清掃当番を決めるなど、常に清潔に保つようにします。

共有空間・居住空間の環境管理 について

- 「生活環境の衛生管理」の説明

③生活環境管理班がすること

生活環境管理班は避難所運営において、「生活環境全般の整備」「トイレの確保と管理」「生活環境全般の衛生管理」「ペットの受け入れ環境整備」「共有空間・居住空間の安全管理（防火・防犯）」を行うことが主要な役割となります。
そのために、具体的には下記6つの業務を実施します。

1. 体制の構築
2. 生活環境全般の整備
3. トイレの確保と管理
4. ペットの受け入れ環境の整備と管理
5. 居住空間・共有空間の安全確保
6. その他、必要な場所の確保と管理

定期的な班会議を行うなどして、生活環境管理班内での情報共有をしっかりと行いましょう！

57

広島県『避難所開設・運営マニュアル』
(標準版) p58～62

6. その他、必要な場所の確保と管理

【説明内容】

- ここでは、広島県『避難所開設・運営マニュアル』（標準版）のp58～62の内容、

6. その他、必要な場所の確保と管理

- について、説明します。



避難所のゴミ置き場の様子（熊本地震）
出典：熊本災害デジタルアーカイブ／提供者：益城町



断水中の手洗い場の様子（熊本地震）
出典：熊本災害デジタルアーカイブ／提供者：徳島県徳島市



避難所の更衣室の様子（熊本地震）
出典：熊本災害デジタルアーカイブ／提供者：西原村



避難所の物干し場の様子（熊本地震）
出典：熊本災害デジタルアーカイブ／提供者：益城町

【説明内容】

- 避難所でさまざまな方々が共同生活を行うにあたって、ゴミ置き場、洗面所、更衣室等、共有する空間の衛生管理を行います。
※避難所レイアウト図で、ゴミ置き場や洗面所、更衣室、洗濯場・干場等の各種スペースの場所を説明します（決まっている場合）。
※決まっていなければ、災害時に備え、決めていくことが必要です。
- 共同で使う空間である、ゴミ置き場、手洗い場、更衣室、洗濯場・物干し場等について、使用ルールや清掃ルールを決める必要があります。
- ゴミ置き場については、ゴミの出し方や分別の仕方などについて、手洗い場については、水の確保や排水等について、更衣室や洗濯場・物干し場については、男女別にするなど、それぞれに使用ルールを決め、避難者に周知することが重要です。
- また、それぞれのスペースを清潔に保つために、避難者にも協力してもらいながら、清掃の仕方や清掃当番などを決めていくことが重要です。
- こうしたスペースを清潔に保つためには、清掃用具や消毒資材なども、整備する必要があります。
- 不足した場合は、食料・物資の担当班と協力して、調達します。



居住空間の清掃の様子（熊本地震）
出典：熊本災害デジタルアーカイブ／提供者：西原村

時間割	
点灯	6：00
朝食	7：00 2階ホールで配布
清掃	10：00
昼食	12：00 2階ホールで配布
夕食	17：00 2階ホールで配布
消灯	21：00

清掃時間等の例

【説明内容】

- 避難所でさまざまな方々が共同生活を行いますが、居住空間については、避難者に、自分のスペースの清掃等をお願いします。
※避難所レイアウト図で、居住空間の場所を説明します（一般避難者スペース、要配慮者スペース等）。
- 居住スペースの清掃については、原則として、避難者自身に掃除をしてもらうようにお願いします。
- その際、毎日の掃除の時間を決めて、避難者の皆さんで掃除ができるようにするとよいでしょう。
- 同様に、換気についても、決まった時間に換気をするよう、呼びかけるとよいでしょう。
- 定期的に、全体の清掃実施を行きましょう。
- また、そのために必要なホウキやバケツ、消毒資材等、確保するようにします。
- 不足する場合は、食料・物資の担当班と協力して、調達します。

ペットの受入れ環境整備 について

※ペットを受入れる避難所のみ

- 続いて、避難所の「ペットの受入れ環境整備」の説明をします。
※ペットを受入れる避難所に限ります。

③生活環境管理班がすること

生活環境管理班は避難所運営において、「生活環境全般の整備」「トイレの確保と管理」「生活環境全般の衛生管理」「ペットの受け入れ環境整備」「共有空間・居住空間の安全管理（防火・防犯）」を行うことが主要な役割となります。
そのために、具体的には下記6つの業務を実施します。

1. 体制の構築
2. 生活環境全般の整備
3. トイレの確保と管理
4. ペットの受け入れ環境の整備と管理
5. 居住空間・共有空間の安全確保
6. その他、必要な場所の確保と管理

定期的な班会議を行うなどして、生活環境管理班内での情報共有をしっかりと行いましょう！

広島県『避難所開設・運営マニュアル』
（標準版） p57

4. ペットの受け入れ環境の整備と管理

【説明内容】

- ここでは、広島県『避難所開設・運営マニュアル』（標準版）のp57の内容、

4. ペットの受け入れ環境の整備と管理

- について、説明します。



※ここはペットを受入れる避難所のみ説明します。

【説明内容】

- 避難所には、ペットを連れて避難してくる人もいますが、その一方で、動物が苦手という人もいます。
 - そのため、お互いにとって、よりよい生活環境を提供できるよう、整備することが必要になります。
 - そこで、避難所のペット受け入れ場所を確保して、ペットを受入れるための環境整備を行うことが重要になります。
 - 環境整備は、たとえばペット用のケージや、エサを入れるための受け皿など、避難所があれば、それらを活用して行います。
 - 写真は熊野東防災交流センターの例です。ここでは、ペット用のケージがあり、避難所として開設後、写真のように設置して、ペットを受入れられるようにします。
 - また、ペットを受入れる際には、避難所の受付で、ペットの登録台帳に記入してもらいます。
- ※ペットの登録台帳を示しながら説明します。
- ペット登録台帳には、ペットの種類や特徴、飼い主の連絡先などを記入し

てもらいます。

- ちなみに、熊野町の熊野東防災交流センターでは、ペットを受入れる際の、受付からペット受入れ場所までの動線も設定しています。
 - また、ペットの飼育ルールを伝え、他の避難者に迷惑がかからないように、原則として、飼育者自身が、管理することを伝えます。
- ※ペット飼育ルールを示しながら説明します。
- ペットの受入れ環境の管理については、飼育者同士の協力のもと、行うことを伝えます。
 - 避難所運営組織としては、ペットの管理状況について、定期的を確認したり、支援したりすることが重要になります。
 - ペットの飼育者の方々と、避難所運営組織で、飼育ルールについて、定期的を確認、検討して、お互いによりよい環境になるようにしましょう。

防火・防犯対策 について

- 避難所の「防火・防犯対策」の説明

③生活環境管理班がすること

生活環境管理班は避難所運営において、「生活環境全般の整備」「トイレの確保と管理」「生活環境全般の衛生管理」「ペットの受け入れ環境整備」「共有空間・居住空間の安全管理（防火・防犯）」を行うことが主要な役割となります。
そのために、具体的には下記6つの業務を実施します。

1. 体制の構築
2. 生活環境全般の整備
3. トイレの確保と管理
4. ペットの受け入れ環境の整備と管理
5. 居住空間・共有空間の安全確保
6. その他、必要な場所の確保と管理

定期的な班会議を行うなどして、生活環境管理班内での情報共有をしっかりと行いましょう！

広島県『避難所開設・運営マニュアル』（標準版） p58～59

5. 居住空間、共有空間の安全確保

【説明内容】

- ここでは、広島県『避難所開設・運営マニュアル』（標準版）のp58～59の内容、

5. 居住空間、共有空間の安全確保

- について、説明します。



夜の避難所

出典：熊本災害デジタルアーカイブ／提供者：宇城市

■防火・防犯のポイント

【1】防火の対策

- 原則、居住間での火気取り扱いは禁止する。
- 当番を決めて、自主検査表に基づき毎日検査をしてもらうよう呼び掛ける。
- 火気を取り扱う場所には、消火器と消火用バケツを設置する。

【2】防犯の対策

- 女性や子どもに対する暴力防止や、避難所内の不審者排除のため見回りを行う。
- 当番制で、防火・防犯の見回りに協力してもらえるよう避難者への呼びかけを行い、協力依頼をする。
- 原則、夜間に複数人のチームで避難所内外の見回りを行う。
- 腕章やビブス（ゼッケン）などを着用した上で、見回りを実施するよう依頼する。
- 見回りにおける確認においては、夜間の扉の閉鎖や必要な施錠がされているかどうかのチェックも含めて行う。

出典：広島県「避難所開設・運営マニュアル（標準版）」ポイント集

【説明内容】

- 避難所で、避難者が安心して生活するためには、安全が確保されている必要があります。
- そこで、避難所で防火・防犯のための取組みを行うことが重要です。
- 防火・防犯の取組みとしては、まずは、火気使用や戸締りのルールを検討し、情報担当班を通じて、避難者に周知します。
- また、トイレや更衣室、洗濯場等、共有空間については、男女のスペースを別にするほか、照明や防犯ブザーを設置するなどの対応をします。
- 避難所に照明や防犯ブザー等がない場合は、食料・物資担当班を通じて、調達してもらいましょう。
- 戸締りも徹底しましょう。
- さらに、避難者とも協力して、防火・防犯のための見回りを定期的に行います。
- 見回りをするにあたっては、何時に、どこを見回るか、何を確認するかを決めたうえで、ルート図を作成するとよいでしょう。
- 特に、照明が届かないような暗がりや、死角になるような場所は、必ず確認するようにしましょう。

- また見回りの当番体制を整備するようにしましょう。